

平塚市保育所運営費等補助事業実施要領

第1 趣 旨

この要領は、平塚市保育所運営費等補助金交付要綱（令和7年4月1日施行、以下「交付要綱」という。）第11条及び第12条の規定に基づき、以下必要な事項を定めるものとする。

第2 定 義

- (1) 補助額算定上の児童数は、各月初日の在籍人員とし、年齢は4月1日の満年齢を適用する。
- (2) 児童数は入所児童（「入所児童」とは「私的契約児」を含まないものとする。）のみとし、管外受託児童を含む。

第3 特別経常費

- (1) 補助金の使途
施設整備（修繕を含む。）及び設備整備のための独立行政法人福祉医療機構、年金福祉事業団又は神奈川県社会福祉協議会からの借入金の償還元金とする。
- (2) 補助対象経費
ア 昭和48年から平成3年度までの借入契約にかかる借入金については、補助対象経費限度額の4分の3の額とする。
イ 平成4年度から平成22年度までの借入契約にかかる借入金については、施設の新築等の場合は、借入金元金の4分の3の額とし、施設の修繕等及び設備更新の場合は、補助対象経費限度額の4分の3の額とする。
ウ 平成23年度以降の借入契約に係る借入金については、補助対象外とする。
- (3) 当該年度約定返済元金合計額
ア 当該年度約定返済元金合計額とは、同一工事等（設備整備を含む）にかかる借入金の約定返済元金の合計額とする。
イ 借入金償還一部免除決定がある場合は、当該年度約定返済元金合計額とは、当該免除額を控除した額とする。
- (4) 法人負担分
（2）のイの場合の特別経常費充当額以外の法人負担分については、公的な補助金（償還金返済財源に用途指定された以外の市補助金）は、その財源とすることができない。
- (5) 補助対象経費の範囲
特別経常費の対象となる施設整備、設備整備の範囲は、別表1のとおりとする。
- (6) 補助単価及び基準額の算出方法
補助単価及び基準額の算出方法は、交付基準に定めるとおりとし、昭和48年度以降の借入契約にかかる借入金についての算出方法は、次のとおりとする。
ア 交付基準の別表1に定める基準単価は、表に定める単価と総事業費を実施面積で除した実行単価を比較して少ない方の額とする。
イ 交付基準の別表2に定める基準単価は、表に定める面積と実施面積を比較して小さい方の面積とする。ただし、増築の場合は、小さい方の面積から既存面積を控除した面積と増加後の定員による増加定員相当分の面積を比較して小さい方の面積とする。
ウ 交付基準の補助対象経費限度額の算出方法の「1施設の新築の場合」の(1)及び(2)の控除する「補助金の額」は、次のとおりとする。
（ア）国庫補助基本額の4分の3（国庫及び県費補助金）
（イ）県単乳児奨励費補助金（県費補助金）

- (ウ) 県単建設費補助金（職員宿舍を含む。県費補助金）
- (エ) 県単民間社会福祉施設整備費補助金（県費補助金）
- (オ) 国庫補助に準ずる日本自転車振興会、日本船舶振興会等の補助金
- エ 交付基準の補助対象経費限度額の算出方法の「1施設の新築等の場合」の(2)の控除する「総事業費の5%に相当する額」には、市の単独補助金、共同募金の施設、設備整備に対する配分金は含まない。
- オ 交付基準の補助対象経費限度額の算出方法の「2施設の修繕等の場合」の(2)の「補助金等」とは、次のとおりとする。
 - (ア) 県費補助金
 - (イ) 市単独補助金
 - (ウ) その他の公的な団体の補助金
 - (エ) 共同募金会の配分金

第4 職員の雇用

(1) 市指定職員雇用人数

- ア 市指定職員雇用人数（施設が実際に雇用しなければならない人数）とは、各月初日の入所児童数により、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（平成27年内閣府告示第49号）の基準の充足すべき職員の人数を満たした上で、さらに雇用しなければならない人数をいう。
- イ 保育所運営費等補助金を交付するにあたり、障がい児保育費分及び保育士等配置改善費の職員を雇用しなければならない。

(2) 市指定職員雇用人数の計算にあたっては、次の算式により障がい児保育費及び保育士等配置改善費の別に計算（小数点以下四捨五入）した人数とする。

<算式>

$$\begin{aligned}
 & \text{市指定職員雇用人数} \\
 & \{ 1 \text{ 歳児童数} \times 1/12 \text{ (小数点以下四捨五入)} \} \\
 & + \{ \text{障がい児童数 (1/1加配)} \times 1/1 \text{ (同)} \} \\
 & + \{ \text{障がい児童数 (1/2加配)} \times 1/2 \text{ (同)} \}
 \end{aligned}$$

(3) 雇用する職員は、原則として常勤職員とする。

(4) 4分の3非常勤職員の取扱いについては、次のような条件に該当する者を対象とする。

- ア 勤務形態が1日6時間以上でかつ月20日以上であること。
- イ 社会保険に加入していること。

(5) 入所児童数が年度途中で増加することによって新たに職員を雇用する必要が生じた場合は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日付児発第85号厚生省児童家庭局長通知）に基づく職員の雇用で対応することができる。

(6) 各月初日の入所児童数を把握し、市指定職員雇用人数が充足していることを遵守すること。

第5 賃借料経費

この経費は、市長が必要性を認めた保育所整備事業であって、平塚駅改札口から直線距離で200メートル以内にある賃貸物件により、保育所を運営する場合に、賃借料（開設前の改修等期間を含む。）の経費として補助する。

ただし、借り上げが、平成21年1月27日以降の新規契約のものに限る。

補助率は市1/2、事業者1/2とし、1施設当たり年額6,000,000円を上限とした補助金額とする。また、この際、国が定める特定教育・保育等に要する費用の額において賃借料加算を受けている場合には、当補助上限額から賃借料加算分を控除した額を補助金額とする。

第 6 年度中途の事業中止等

年度中途において事業の中止又は廃止、及び遂行困難が明白な場合については、市長の承認又はその指示を受けなければならない。

第 7 会計処理

この補助金は、施設会計へ振込むものとする。

第 8 交付要綱の施行上必要な内訳書等の添付書類は、別表 2 のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(平塚市保育所運営費等補助事業実施要領の廃止)

2 平塚市保育所運営費等補助事業実施要領（平成 20 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について適用し、同日前に、廃止前の旧平塚市保育所運営費等補助事業実施要領に基づき交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

(有効期限)

4 この要領は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要領は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の改正

規定は、決裁の日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。